

2024年1月19日

東京都千代田区神田神保町1丁目35番地
株式会社中央経済社ホールディングス
代表取締役 山本 憲 央

東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2
株式会社CKD
代表取締役 山本 時 男

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社中央経済社ホールディングス及び株式会社CKDは、2023年12月18日、別紙1のとおり吸収合併契約を締結し、株式会社中央経済社ホールディングスを吸収合併存続会社、株式会社CKDを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

1 吸収合併契約の内容

別紙1（吸収合併契約書の写し）のとおりです。

2 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4 本合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

- ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - ③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。
- (2) 吸収合併消滅会社
- ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
 - ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - ③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。
- 6 本合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。したがって、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。
- 7 吸収合併契約等備置開始日後本合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容
事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

【別紙1】

吸 収 合 併 契 約 書

合併契約書

株式会社中央経済社ホールディングス（以下、「甲」という。）及び株式会社CKD（以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

2 本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社中央経済社ホールディングス

住所：東京都千代田区神田神保町一丁目35番地

乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社CKD

住所：東京都千代田区神田神保町一丁目31番地2

（効力発生日）

第2条 効力発生日は、令和6年3月1日とする。ただし、手続の進行に応じて必要があるときは、合併当事者で協議のうえ、期日を変更することができる。

（合併対価の交付）

第3条 甲は、本合併に際し、乙に対して一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金の額等）

第4条 甲は、本合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

（合併承認決議）

第5条 合併当事者は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行う。

（権利義務全部の承継）

第6条 甲は合併の効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第7条 合併当事者は、本契約締結後の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注

意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ合併当事者間で協議のうえ、これを実行する。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、合併当事者の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、合併当事者間で協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 本契約は、第5条に定める合併当事者の適法な機関決定が得られないときは、効力を失うものとする。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、合併当事者間で協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約したので本書1通を作成し、甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

令和5年12月18日

甲 株式会社中央経済社ホールディングス
代表取締役 山本 憲央



乙 株式会社CKD
代表取締役 山本 時男



【別紙2】

決 算 報 告 書

決 算 報 告 書

(第 19 期)

自 令和 4 年 10 月 1 日
至 令和 5 年 9 月 30 日

株式会社 CKD

東京都千代田区神田神保町1-31-2

貸借対照表

株式会社 CKD

令和 5年 9月30日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 38,935,936】	【流 動 負 債】	【 32,258,138】
現金及び預金	34,145,545	短期借入金	25,000,000
前払費用	137,810	未払金	4,988,238
未収入金	4,652,581	未払費用	275,000
【固 定 資 産】	【 256,109,810】	未払法人税等	1,114,100
(有形固定資産)	(256,109,810)	未払消費税等	247,200
建 物	10,423,647	未払事業所税	556,600
構 築 物	316,235	前受収益	77,000
器 具 備 品	6	【固 定 負 債】	【 30,000,000】
土 地	245,369,922	長期借入金	30,000,000
		負債合計	62,258,138
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	【 232,787,608】
		資 本 金	50,000,000
		(資本剰余金)	(105,352,320)
		資 本 準 備 金	105,352,320
		(利益剰余金)	(77,435,288)
		その他利益剰余金	77,435,288
		繰越利益剰余金	77,435,288
		純 資 産 合 計	232,787,608
資 産 合 計	295,045,746	負債・純資産合計	295,045,746

損益計算書

株式会社 CKD

自 令和 4年10月 1日

至 令和 5年 9月30日

単位：円

科 目	金 額	
【売 上 高】		
総 売 上 高	64,058,941	
売 上 高	44,848,026	
賃 貸 料 収 入	19,210,915	64,058,941
【売 上 原 価】		
賃 貸 原 価	7,425,439	
給 料	13,780,000	
雑 給	5,463,221	26,668,660
売上総利益金額		37,390,281
【販売費及び一般管理費】		23,751,794
営業利益金額		13,638,487
【営業外収益】		
受 取 利 息	308	
雑 収 入	128	436
【営業外費用】		
支 払 利 息		180,000
経常利益金額		13,458,923
税引前当期純利益金額		13,458,923
法人税、住民税及び事業税		3,651,946
当期純利益金額		9,806,977

販売費及び一般管理費

株式会社 CKD

自 令和 4年10月 1日

至 令和 5年 9月30日

単位：円

科 目	金 額
福 利 厚 生 費	1,653,042
交 通 費	1,074,546
租 税 公 課	4,013,800
保 險 料	596,872
支 払 手 数 料	203,600
家 賃	1,188,000
減 価 償 却 費	1,181,134
建 物 管 理 費	1,840,800
企 画 情 報 提 供 料	12,000,000
合 計	23,751,794